

### 第3期伊勢市健康づくり指針（伊勢市健康増進計画）策定業務委託 プロポーザル参加仕様書

1 委託業務名 第3期伊勢市健康づくり指針（伊勢市健康増進計画）策定業務委託

#### 2 業務の目的

生涯を健康で暮らせる「健康文化都市」を目指し健康文化都市推進事業の円滑な運営を図るため、健康増進法及び伊勢市健康づくり推進条例に基づき第3期伊勢市健康づくり指針（伊勢市健康増進計画）（以下「第3期計画」という。）を策定するにあたり、業務を委託する。

3 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで

#### 4 業務概要

仕様については、別紙業務委託仕様書を参照すること。

##### <令和6年度実施業務>

- (1) 市民健康意識調査の実施、集計、分析業務
- (2) 会議開催にあたっての資料作成等支援（必要に応じて運営支援）
- (3) 第2期伊勢市健康づくり指針（伊勢市健康増進計画）（以下「第2期計画」という。）の評価と第3期計画の策定に向けた検討（第4次伊勢市食育推進計画を包含）、スケジュールの作成

##### <令和7年度実施業務>

- (1) 計画策定支援業務
- (2) 会議開催にあたっての資料作成等支援（必要に応じて運営支援）

#### 5 契約担当課

〒516-0072

三重県伊勢市宮後1丁目1番35号 MiraISE内伊勢市健康福祉ステーション5階

伊勢市健康福祉部健康課健康づくり係

電話 (0596) 27-2435

ファックス (0596) 21-0683

電子メール [ise-hset@city.mie.jp](mailto:ise-hset@city.mie.jp)

#### 6 プロポーザルの日程

本プロポーザルについての説明会は行わない。

実施内容	実施期間又は期日
仕様書の公表	令和6年5月13日（月）

参加申込期限	令和6年5月27日（月）
参加業者決定通知	令和6年5月28日（火）
質疑受付期限	令和6年5月30日（木）
質疑に対する回答期限	令和6年6月 3日（月）
企画提案書提出期限	令和6年6月14日（金）
選定委員会	令和6年6月25日（火）
選定結果の通知	令和6年6月下旬

## 7 提出書類

次のとおり作成し、提出すること。

### (1) 企画提案書

#### ①表紙

「第3期伊勢市健康づくり指針企画提案書」と記載すること。

#### ②業務の実施フロー及びスケジュール（様式任意）

着手から成果品の納品までの業務スケジュール等について、途中経過を明らかにして作成すること。

#### ③市民健康意識調査結果の分析についての提案（様式任意）

調査結果の分析に関する提案などについて記載すること。

#### ④現行計画の検証に関する提案（様式任意）

現行計画に対する検証方法と考え方などを記載すること。

#### ⑤会議支援に対する提案（様式任意）

会議に対する業務スタンス、会議運営に対する提案、市との連絡調整（打ち合わせ等）方法などについて記載すること。

#### ⑥計画策定に関する提案（様式任意）

計画の概要、取組姿勢や考え方などを記載すること。

#### ⑦実施体制調書（様式1）

受託した際、本業務に携わる予定の責任者及び担当者の氏名、業務状況、実績等を記載すること。

#### ⑧業務実績調書（様式2）

過去5年間の、各地方公共団体における本業務に類似する業務についての履行実績を記載すること。

### (2) 事業者の概要（様式任意）

事業者の基本的な事項について、資本金、売上高、社員員数等を含めて記載すること。記載内容については、公表している最新の情報とする。  
なお、パンフレット等の添付にて記載に代えることができる。

### (3) 見積書（企画提案書とは別葉とする）

見積書は、項目別に単価等の算出根拠も明記すること。

また、令和6年度実施業務（実施期間：契約の日から令和7年3月31日まで）及び令和7年度実施業務（実施期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）に係る費用が判別できるよう表記すること。

契約上限額は、2ヵ年で6,886,000円（税込額 令和6年度2,497,000円、令和7年度4,389,000円 消費税率及び地方消費税は10%を前提とする。）であり、これを超える見積金額の提案があった場合は失格とする。

## 8 留意事項

- ①各提案書には事業社名は記載せず、提出時に担当者の名刺を1枚添付すること。
- ②企画提案書等の用紙サイズはA4とする。ただし、図面等についてはA3も可能とする。  
文字サイズは10.5ポイント以上とする。
- ③企画提案書のページ数は、20ページ以内とする。
- ④企画提案書には、上記項目ごとにインデックス（見出し）をつけること。
- ⑤企画提案書等の作成、提出等に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- ⑥企画提案は1者1案とする。
- ⑦企画提案書等受付後の内容変更は認めない。
- ⑧企画提案書等は返却しない。
- ⑨現行の第2期計画が必要な場合は、伊勢市のホームページからダウンロードすること。  
HPアドレス <http://www.city.ise.mie.jp/>  
トップページ「健康・医療・福祉」→「健康づくり」→「伊勢市健康づくり指針」→「第2期伊勢市健康づくり指針」ダウンロードファイルを選択
- ⑩企画提案書等は、「伊勢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等に該当するもの）にはその旨を明記すること。
- ⑪参加申請後に提案を辞退する場合は、その旨を記載した書面（様式任意）を提出すること。
- ⑫期限までに企画提案書等の提出がない場合は失格とする。
- ⑬市から提示する各種資料については、本プロポーザル以外に使用することを禁止する。
- ⑭企画提案書等の著作権等の取り扱いについては、企画提案者に帰属する。
- ⑮以下のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。  
ア：本プロポーザルに参加する資格のない者が提案したとき。  
イ：企画提案者が他人の提案の代理をしたとき。  
ウ：企画提案に際して談合等の不正行為があったとき。  
エ：金額、住所、氏名、印章、もしくは重要な文字の誤脱、又は判別困難及び金額を訂正した見積書を提出したとき。  
オ：その他、市があらかじめ提示した事項に違反したとき及び企画提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 9 提出方法等

- ①提出期限 令和6年6月14日（金） 午後5時15分 必着

- ②提出場所 「5契約担当課」に同じ
- ③提出方法 持参または書留郵便
- ④提出部数 企画提案書6部  
事業者の概要と見積書は各1部

## 10 質疑応答等

### (1) 質疑の方法

①「5契約担当課」あてに、「質問書」を電子メールに添付して行うこと。質疑に必要な資料等がある場合は、あわせて添付すること。

- ・電子メールアドレス：[ise-hset@city.mie.jp](mailto:ise-hset@city.mie.jp)
- ・電子メール件名

【質疑】第3期伊勢市健康づくり指針策定業務—提案者名  
質疑用紙ファイル名

【質疑】第3期伊勢市健康づくり指針策定業務—提案者名

② 質疑メールの送信後、市への到着確認を「5契約担当課」まで電話で行うこと。

(2) 質疑受付期限 令和6年5月30日(木)午後3時まで

### (3) 質疑に対する回答

令和6年6月3日(月)午後5時15分までに、全企画提案者に対し、全ての質疑の回答を電子メールにて通知する。なお、質疑者に対する個別の回答は行わない。

## 11 企画提案書等の審査方法及び評価基準

### (1) 審査方法

第3期伊勢市健康づくり指針(伊勢市健康増進計画)策定業務委託プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という)にて企画提案書等の審査及び評価を行う。

### (2) 審査項目及び評価基準

企画提案書等により別紙「第3期伊勢市健康づくり指針(伊勢市健康増進計画)策定業務委託プロポーザル選定にかかる評価基準」に基づき審査及び評価をする。

企画提案者数が1者であっても評価基準に基づく審査を実施し、基準点に満たない場合には、当該企画提案者を受託候補者として決定しないことがある。

#### プレゼンテーション

- ア 実施日時 令和6年6月25日(火) 予定
- イ 場 所 伊勢市役所(伊勢市岩渕1丁目7-29) 予定
- ウ 実施時間 1事業者につき40分以内(説明20分・質疑応答20分程度)
- エ その他の事項

- ・プレゼンテーションは、プロポーザル参加申込を受領した順とする。
- ・事前案内通知を6月18日頃に行います。
- ・プレゼンテーションの説明者は、本業務の責任者が行き、出席者数は3名までとする。
- ・プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に基づいて説明を行うこと。追加の資料・提案は認めない。

- ・プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、事前に申し出ること。大型モニター（65型）及びHDMIケーブルは本市において用意するが、パソコン等その他必要な物は各自が用意すること。
- ・参加申込者の事業に関する情報を公開することによって、権利・競争上の地位その他正当な利益を害することがあるため、本審査は非公開とする。

### (3) 受託候補者の特定

企画提案書等の順位は、次の各号により決定をするものとする。

- 1 各選定委員は、上記により算出した評価点の合計の高い順に順位をつける。ただし、m位にn者の提案が同点で並んだ場合は、次の数値を順位とする。  

$$[m + (m + 1) + \dots + [m + (n - 1)]] / n$$
- 2 上記の順位を順位点として、別紙第3期伊勢市健康づくり指針（伊勢市健康増進計画）策定業務委託プロポーザル選定にかかる集計表により合計点を集計し、数値の低いものを上位として総合順位をつける。

上記により、順位が1位の者を受託候補者として特定する。なお、順位1位の者が2者以上ある場合は、その順位1位の者の見積価格を比較し、最も低い見積価格の者を受託候補者とするが、見積価格において比較できない場合は、評価項目のうち5「計画策定についての提案」の点が高いものを最優秀提案とし、それでも同点の場合は選定委員会で諮って決定する。

### (4) 審査結果の通知

受託候補者を選定したときは、速やかに企画提案者全員に対し、次の事項を通知するものとする。また、「企画提案者数」「受託候補者名」を市ホームページにて公表するものとする。

- ①審査結果
- ②企画提案者数
- ③受託候補者名

\*選定結果については一切の異議申し立ては受け付けられないものとする。

## 1.2 契約上限額

6,886,000円（税込額）

<支払い限度額>

令和6年度 2,497,000円（税込額）

令和7年度 4,389,000円（税込額）

## 1.3 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

受託候補者と企画提案内容を含めた当該業務について十分に協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を聴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、当該事業所に対し、指名停止等の欠落事項が生じた場合は契約しない場合がある。また、協議が調わない場合は、契約できない場合もある。

- (2) 契約保証金 免除

#### 1 4 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) プロポーザルの参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本仕様書で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

#### 1 5 その他

- (1) 本プロポーザルの実施において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国貨とする。
- (2) 個人情報保護法、伊勢市契約規則をはじめとする関係法令、規則等を遵守すること。